

求職者支援訓練コース案内

【5月開講】 【実践コース】



【ビジネスパソコン事務実践科】

訓練コース番号 5-05-40-002-03-0020 訓練実施機関名 株式会社ハーベストエンジニアリング

訓練期間	令和5年5月23日(火) ~ 令和5年9月20日(水)		土日祝日の訓練の有無 無			
訓練時間	9時40分 ~ 16時10分					
訓練概要	オフィスソフトの高度な知識・技能を習得するとともに、様々な実務文書の作成技術を習得し、パソコン事務処理における多様な業務に対応できる能力を身に付ける					
訓練対象者の条件	特になし					
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】					
定員	24名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。		応募状況によっては、定員を増員することがあります。		

募集期間	令和5年3月27日(月) ~ 令和5年4月18日(火) (注)		
(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、4月17日(月)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。			
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	随時可能です。事前にお問い合わせください
受講申込書提出場所	福岡市中央区大名1-2-15 GF SQUARE大名 2F 株式会社ハーベストエンジニアリング 事務所 TEL:092-406-7801		
選考試験実施日	令和5年4月28日(金)	選考結果発送日	令和5年5月10日(水)
選考試験実施場所	福岡市中央区大名1-2-15 GF SQUARE大名 2F 株式会社ハーベストエンジニアリング 事務所 TEL:092-406-7801		
選考方法	面接のみ	持参する物	筆記用具
訓練実施施設名	ハーベストスクールオブビジネス 大名校		
訓練実施施設の所在地	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1丁目2番15号 GF SQUARE大名 6F		
電話番号 (お問い合わせ先)	092-406-7801	お問い合わせ担当者	杉澤 隆
駐車場の有無、台数及び料金	無	隣に有料駐車場有り	最寄駅等
駐輪場の有無、台数及び料金	有	3台無料駐輪場有り ※20インチ以下の自転車に限る	

訓練施設PR欄（過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等）



コンピュータサービス技能評価試験3級のべ700人以上の合格者を輩出(ワープロ・表計算部門)
あなたもパソコンスキルを習得し、自信をもって就職活動を行い希望する職に就きましょう!!

講習内容は、事務系の就職を希望する方に最適なカリキュラム(Microsoft Office2016+Web作成)です
講習内容をマスターすれば、あなたもこののようなチラシが作成できるようになりますよ



パソコンをお持ちでない方は、休日など講習で使用するパソコンを無料でお貸しします!!



訓練カリキュラム

訓練実施機関名：株式会社ハーベストエンジニアリング

訓練目標 (仕上がり像)	多様な事務用ソフトウェアの活用能力を身に付けた上で、様々な文書・書類・帳票類の作成やデータベース作成に必要な知識及び技能・技術を習得し、OA事務員の仕事をすることができる														
訓練修了後に取得できる資格	名称(コンピュータサービス技能評価試験 3級・2級:表計算)	認定機関(中央職業能力開発協会)	✓	任意受験											
	名称(コンピュータサービス技能評価試験 3級・2級:ワープロ)	認定機関(中央職業能力開発協会)	✓	任意受験											
	名称(PowerPointプレゼンテーション技能認定試験 初級・上級)	認定機関(サーティファイソフトウェア活用能力認定委員会)	✓	任意受験											
	名称(Webクリエイター能力認定試験スタンダード・エキスパート)	認定機関(サーティファイ Web利用・技術認定委員会)	✓	任意受験											
訓練概要	オフィスソフトの高度な知識・技能を習得するとともに、様々な実務文書の作成技術を習得し、パソコン事務処理における多様な業務に対応できる能力を身に付ける														
科目	科目的内容			訓練時間											
学 科	入校式	訓練の趣旨説明・講師紹介・オリエンテーション(2h)													
	安全衛生	安全衛生の必要性・パソコンを使用する際の情報機器作業の留意点													
	就職支援	履歴書・職務経歴書の書き方・面接のマナー・ジョブ・カードの作成方法													
	修了式	修了証書授与(2h)													
訓練内容 技	パソコン操作実習	OSの基本操作・キーボード入力操作・アプリケーションインストール・ファイルの設定													
	インターネット操作実習	インターネット操作・メール送受信・インターネットを利用した情報収集・セキュリティ・クラウドコンピューティング													
	文書作成操作基礎実習	使用ソフト: Microsoft Word													
		ページ設定・書式設定・文書編集・表の作成・複合表の作成・報告書作成													
		文書校正・地図作成・图形描画・POP作成													
		オブジェクトの作成・挿入・書式の応用設定・段落書式のインデント・段組み・セクション区切り・営業資料作成・印刷													
	文書作成操作応用実習	使用ソフト: Microsoft Word													
		送付状・議事録・企画書・稟議書・契約書・メニュー作成													
	表計算操作基礎実習	使用ソフト: Microsoft Excel													
		データ入力・編集・関数・表作成・グラフ作成・データベース並べ替え・抽出・集計・条件付き書式・グラフ・関数													
		ワークシートのデータ共有・データ分析・3Dグラフの作成・条件付き書式・備品管理表作成・顧客管理表作成													
	表計算操作応用実習	使用ソフト: Microsoft Excel													
		関数ネスト・高度なワークシートの書式設定・ブック間を含めたシート管理(コピー・移動)													
		旅費精算書(数式・関数)・現金出納帳(ブック間集計・集計関数)・勤怠表(時刻関数・ユーザー定義書式)													
		請求書(検索関数・印刷設定)・データ抽出(ANDやOR条件の複雑な処理)・集計表の作成(小計・ピボットテーブル)													
		グラフ作成(散布図・複合グラフ・補助プロット付き円グラフ・バブルチャート)													
	プレゼンテーション操作実習	使用ソフト: Microsoft PowerPoint													
		プレゼンテーション資料(企画書・提案書・報告書)作成・書式設定・スライド作成													
		アニメーション効果・画像のレタッチ操作(トリミング・背景削除・明るさ修正)													
	ソフトウェア間の連携活用実習	使用ソフト: Microsoft Word・Excel													
		オブジェクトの貼付け・リンク設定・インポート・エクスポート・差込み印刷・宛名・ラベル印刷													
		差し込み印刷(文書へのデータ差し込み・ラベル印刷)・Excelグラフの入ったWord文書作成													
	ホームページ作成基礎	基本的なHTMLとCSSの導入方法・サイト作成													
		Webホスティングサービスを使用し、画像処理・ロゴデザインを取り入れたサイト作成													
		受講生オリジナルサイト作成													
	ホームページ運営基礎	ホームページの編集・更新・Web上のサイト連携・導入方法・SEO対策・運営管理方法													
企業実習		✓ 実施しない	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。											
職場見学、職場体験、職業人講話		【職業人講話】働く環境と働く意義: 講師 ジブラルタ生命保険株式会社													
		【職業人講話】仕事の心得: 講師 株式会社ACR													
訓練時間総合計	408時間	学科	19時間	実技	383時間	企業実習	時間	職場見学等	6時間						
受講者の負担する費用		教科書代				10,500円		合計	10,500円						
		その他()				0円									
		備考()													
受講生の負担する費用の注意点															
備考	※ 金額は、すべて税込みです。														

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。（初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。）当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。

